

令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）すけとうだら日本海北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 1 2 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2－9 に定められた漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的漁獲可能量）を TAC とする。

（2）資源管理基本方針別紙 2－9 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 13 年（2031 年）に、少なくとも 50% の確率で、暫定管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量（MSY）を達成する水準に調整係数（ β ：0.9）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）
- ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ④ なお、令和 23 年（2041 年）に少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲シナリオの検討を進める。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだら日本海北部系群	19,700 トン

（参考 1）資源管理の目標

すけとうだら日本海北部系群

- (1) 目標管理基準値：380 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：171 千トン（最大持続生産量の 60% を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：171 千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：25 千トン（最大持続生産量の 10% が得られる親魚量）

（参考 2）漁獲可能量の未利用分の繰越し

数量を明示した都道府県及び大臣管理区分における当該管理年度のT A C未利用分を、当該T A C（当初配分数量の合計）の5%を上限として翌管理年度に繰越し

（参考3）すけとうだら日本海北部系群T A Cの推移

単位：トン

特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)
すけとうだら 日本海北部系群	19,700	22,900 (23,660)	15,300 (15,675)	7,500 (7,890)	7,900 (8,220)

※ 括弧内は参考2による変更後の数字

（参考4）すけとうだら日本海北部系群の漁獲実績

単位：トン

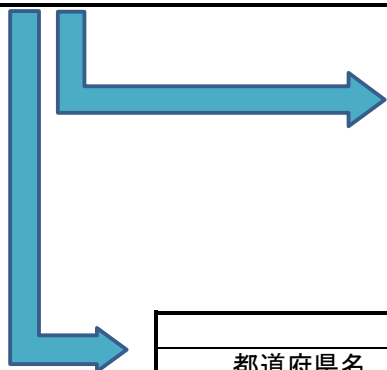
特定水産資源	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
すけとうだら 日本海北部系群	7,641	5,485	5,546	5,151	5,233

2 配分（案）

- （1）過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （2）配分量は別紙のとおり。

令和7管理年度すけとうだら日本海北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら日本海北部系群	19,700



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	13,200

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	6,400	秋田県、山形県及び新潟県については、現行水準とする。